

2025年4月15日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）  
伊東 良孝 様

消費者庁長官 新井 ゆたか 様

カナリア・ネットワーク全国共同代表 青山 和子  
深谷 桂子

啓発ポスター「その香り困っている人もいます」に関する要望書

日頃より、消費者行政にご尽力いただき、感謝申し上げます。

私共は、日用品に含まれる香料や消臭成分等の化学物質による健康被害（香害）を受けている当事者を中心にして、2021年に発足した団体、カナリア・ネットワーク全国と申します（2025年3月末現在、会員数約900人）。被害実態を世に広め、被害者と支援者のネットワークを作り、被害者が置かれている様々な人権侵害の現状について解決を求めて行くことを目的としております。

貴庁におかれましては、「香害」の相談事例の増加を踏まえて、2021年に香りに関する啓発ポスターを作成、2023年には改訂を行い、周知にお取り組みいただき有り難く存じます。しかし、残念ながら、改訂後のポスターの文言やデザインは、深刻な健康被害の実態が反映されておらず、ポスターによって効果的に香害を減らして行くためには、更なる修正が必要であるという声が被害者から上がっております。

ポスターの「困っている」「香りで頭痛や吐き気がする」「香りの感じ方には個人差があります」という文言は、香りが化学物質で、化学物質への感受性が高い人には、意識喪失、不整脈などの深刻な症状まで起きることがあり、社会生活を送れないほどの状況にあることが伝わりません。

とくに「香りつき製品の使用に当たっては、周囲の方にもご配慮下さい」「なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に」という記載は、「使用量の目安を守れば、それが配慮となり、香害にはならない。香りつき製品を使用するかまわない」ように受け取れます。実際は、使用量を守っていても、衣服から香り続ける、周囲に飛散して付着するといった特性を持つマイクロカプセルを使用した洗剤や柔軟剤などの場合は、被害を避けきれません。このポスターの文言に従い目安を守っている使用者に対して、香害被害者は意見できず、香害に耐えるしかありません。そのため、この啓発ポスターを使わないようにしてもらっているという声すらあります。

「香り」の感じ方は目には見えず、私たちの嗅覚は大きな個人差をもち、「香り」について話し合うことは難しいものです。文言ひとつで逆効果にもなり得ます。

そこで、お尋ねしますが、このポスターのコピーライト、デザイン、イラストなど制作関係者に、香害被害当事者は含まれているのでしょうか。修正については、ぜひとも被害実態や、ポスター配布後の困り事をリサーチ頂きたく存じます。

現状では香害は、受動喫煙被害防止のように、分煙、禁煙区域と分けることが不可能な状態であり、小さな子供から大人まで、学校や病院問わず、いかなる場所でも体調不良を避けられずに苦しんでいるのが現状です。そのため、「人が集まる公共の場所では使用を控えましょう」といった呼びかけをすることが、まずは消費者同士で香害被害を防止、軽減させる、本当の第一歩になり得ます。

また、マイクロカプセルが衣類から空気中に浮遊し、別の物に再付着や混入をしたり、衣類が接触した所に再付着したりする、「移香（いこう）」と呼ばれる現象が香害被害を拡大させています。「移香」した物からも化学物質が拡散するため、二次的な健康被害を受けるほか、自分の衣類や持ち物が化学物質に汚染されたり、食べ物に混入したりするため、廃棄せざる得ないという被害もあるという実態も周知が必要です。

製品に配合される各種合成化学物質の規制、見直しが被害防止の根本であり、早急に取り組んでいただきたい課題ではありますが、現在、苦しんでいる被害者は、生活、医療、福祉、教育の権利を侵害され続けています。各地域で被害防止や、被害を理解し、配慮に繋がるよう、すぐに取り組める啓発が求められます。

以上のような理由から、ポスター改訂時にはご修正をお願いしたく、下記のように要望いたします。なお、5月15日までにご回答をいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。要望と回答に関しては、会員等に共有させていただきます。

## 記

1. 香りの嗜好、好き嫌いではなく、被害の声は共通して、香料・消臭成分などが配合された製品で健康障害を訴えています。使用法の問題ではなく、製品中の化学物質の問題であることを明記してください。
2. 香料・消臭成分を含む製品（柔軟剤・合成洗剤・消臭スプレーなど）は、プライベート空間での使用に限り、人の集まる公衆の場では使用を控え、成分を持ち込まないように呼びかけてください。
3. 香りつき製品は、周囲の事物にも化学物質を付着させていることを記載してください。
4. 香りによる健康障害で外出がままならない人がいることや化学物質過敏症を発症する契機にもなりうるという情報を記載して、事態の深刻さを周知してください。
5. 人々の目を惹き、深刻さが伝わるように、ポスターのイラストや色彩を効果的なものに変更してください。
6. 学校・病院など公共の場をはじめとする各所での、ポスター掲示の徹底を消費者庁から全省庁に呼びかけてください。
7. 上記の作成にあたり、香害実態への理解、症状への実感をもつ人を製作に参加させてください。

以上

\* ご参考までに、会員からのポスター改訂時の要望を添付いたします。お目通しいただければ幸いです。

<連絡先：カナリア・ネットワーク全国>

<https://canary-network.org/member/contact/>

